

# 水防法・土砂災害防止法における要配慮者利用施設の避難確保対策

平成29年5月「水防法等の一部を改正する法律」により、水防法及び土砂災害防止法※1を改正、要配慮者利用施設における**避難確保計画※2の作成、訓練の実施が義務化**

※1 土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

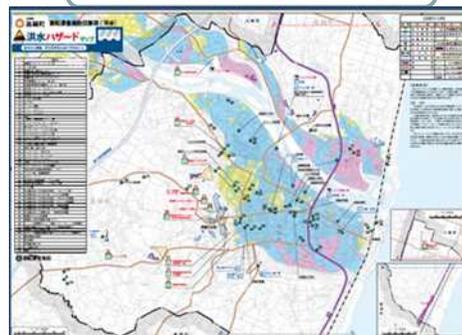
※2 要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

## 国交省、都道府県等

(水防法第14条、土砂災害防止法第7条等)

- 河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定
- 土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域等として指定

水防法  
浸水想定区域内の要配慮者  
利用施設の例



土砂災害防止法  
土砂災害警戒区域内の  
要配慮者利用施設の例



## 市町村

(水防法第15条、土砂災害防止法第8条)

- 地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を記載

## 要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の二)

- 避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
- 水防法に基づく自衛水防組織の設置(努力義務)

## 避難確保計画

- 防災体制・避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育・訓練 等

【要配慮者利用施設の所有者・管理者が作成】

# 「平成30年7月豪雨を踏まえ2019年度出水期までに実施する具体的な取組」の概要

- 平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、中央防災会議のもとに設置した「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」にて今後実施すべき取組について取りまとめられた（2018年12月）。
- 本報告を踏まえ、5つの代表的な取組例をはじめとし、2019年度出水期までに関係省庁が連携して今後実施する取組の具体的な内容についてとりまとめた。

## 代表的取組例1 学校における防災教育・避難訓練

- ✓ 水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に定められたすべての小学校、中学校に対して、次期出水期までに避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるとともに、次期出水期までに実施することが困難な学校については、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知。

小学校、中学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施にあたり、大規模氾濫減災協議会等による支援体制を構築。【内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁】

- ✓ 2019年度から、防災訓練の実施に要する経費について、地方交付税措置を拡充したことも踏まえ、防災訓練の充実に努めるよう、地方公共団体に周知。【消防庁】